

特別養護老人ホーム小栗田の里 ご利用料金について (1割負担の方)

令和5年4月1日～改定

ご利用料金は、『(A)要介護別介護サービス費と(B)所得区分別の食費・居住費の合計』となります。

(A)介護サービス費

単位:円

	基本サービス費 (1割負担)	加 算(1日あたり)			①計	②31日換算 ①×31日	③科学的介護 推進体制加算 (Ⅱ)	④介護職員処 遇改善(Ⅰ) 8.3% ⑤介護職員等 特定処遇改善 (Ⅰ)2.7% ⑥介護職員等 ベースアップ等 支援加算 1.6%	(A)1か月の 料金 ②+③+④+⑤+⑥					
		日常生活継 続支援	看護体制 (Ⅰ)(Ⅱ)	夜勤職員配 置 (Ⅲ)										
要 介 護	1	573	36	12	637	19,747	50	2,494	22,291					
	2	641								705	21,855	50	2,760	24,665
	3	712								776	24,056	50	3,038	27,144
	4	780								844	26,164	50	3,303	29,517
	5	847								911	28,241	50	3,565	31,856

※この他に、**初期加算(30円/日:入所した日から30日間)**・入院、外泊時加算(246円/日:1か月6日を限度)・配置医師緊急時対応加算(650円・1300円)
排せつ支援加算(10・15・20円/月)・褥瘡マネジメント加算(3・13円/月)・再入所時栄養連携加算(200円)・看取り加算(72・144・780・1,580円/日)
退所前後訪問相談援助加算(460円)・退所時相談援助加算(400円)・退所前連携加算(500円)・口腔衛生管理加算(90・110円/月)・栄養ケアマネジメント未実施(14円/日減算)
栄養マネジメント強化加算(11円/日)・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)18円/日・安全管理体制未実施(5円/日減算)・安全対策体制加算(20円/回:入所時に1回)
ADL維持等加算(30・60円/月)・科学的介護推進加算Ⅰ(40円/月)

2001

(B)食費・居住費(滞在費) ※要件に該当する方のみ介護保険負担限度額認定の申請をお願いします。(入所前の住所地の市役所で申請)

令和3年8月1日～改定

利用者 負担段階	対象となる収入状況【※1】	預貯金等の資産要件 【※2】	①食費 (1日)	②居住費 (1日)	③1日の料金 ①+②	(B)1か月の料金 ③×31日
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	300	0	300	9,300
第2段階	市い帯世 民含るを帯 税む配分全 非偶離員 課が者しへ 税をて世	前年の合計所得金額 年金収入額が80万円以下	390	370	760	23,560
第3段階①	前年の合計所得金額 年金収入額が80万円超、120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650	370	1,020	31,620
第3段階②	前年の合計所得金額 年金収入額が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360	370	1,730	53,630
第4段階 基準費用額	上記記載以外の方	上記記載以外の方	1,445	855	2,300	71,300

※1か月におけるご利用料金の目安は(A)+(B)合計金額です。

・2割負担、3割負担の方は第4段階となります。

【※1】「世帯」…世帯分離している配偶者を含む。

「年金収入額」…老齢年金などの課税年金だけではなく、
非課税年金(遺族年金、障害年金)も含む。

合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除く。
合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控
除適用前の給与所得から10万円を控除した金額を用いる。

【※2】第2号被保険者(65歳未満の人)については、利用者負担段階に関わらず、
「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となる。

様のご利用料金の目安

おおよそ

円

※その他、金銭管理手数料(1,000円)、理容代(2,500円程度)日用品、診療費、薬代、家族会費等が別途かかります。

※入院の場合、居住費855円(1日あたり)かかります。

(居住費について、入院、外泊時加算算定中は、各所得区分に応じた金額です。それ以外は1日あたり855円です。)

※令和3年8月から対象となる方の要件と食費の費用負担額がそれぞれ変更となります。

・利用者負担代3段階が①と②に細分化され、それぞれに収入などの金額が設定されます。